



消防団夏季訓練を実施

平成29年9月3日(日)、習志野市庁舎駐車場において消防団夏季訓練を実施しました。習志野市消防団では、普段行っている分団ごとでの訓練とは別に、春・夏・秋と年3回、全分団で合同訓練を実施しております。今回の夏季訓練では、消防団員一人一人の交通安全に対する意識向上と交通事故防止を目的に安全運転訓練を実施しました。クランク、狭路、スラロームを市庁舎駐車場に設定し、そのコースをポンプ車で走行することで機関員の操縦技術や団員の車両誘導技術そして、安全管理意識を向上させることができました。



女性消防団定期訓練を実施

私たち女性消防団員は、防災意識の普及啓発に努めるほか、災害時に対応できるように定期的に訓練を行っております。平成29年度は、新しく震災対応訓練としてクリビングによる倒壊物からの救助や傷病者の保温・初期観察の重要性などについて学びました。



今回の訓練を通じ、消防団員として現場で何ができるのか!?を考えさせられました。知識として知っているだけでも現場で活かせる場面があるかもしれないと感じると共に、救助する側もされる側も二次被害を防ぐため、安全が第一で決して無理しないこと、声をかけ合うことなど災害現場で大切なことを学びました。また、傷病者を観察・処置しその結果を消防隊や病院等へ報告することも私たち消防団員ができる災害現場で最も大切なことであることを学びました。

平成29年度 操法大会について



消防操法は、迅速、的確かつ安全に消防活動ができるように定められた消防機械器具の取り扱いとその操作方法です。火災出場において消火活動の基本となる行動(動作)となります。この操法を訓練し、その成果を大会で披露し競い合うことで消防技術の向上と地域防災力の強化につながっていきます。そのため、私たち消防団員は、「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神のもと自身の仕事のかたわら昼夜を問わず厳しい訓練を日々積んでおります。

ここで平成29年度の大会結果をご報告いたします。どの大会も火災現場活動さながらの白熱した操法を披露しました。

○第49回 習志野市消防団ポンプ操法大会

平成29年6月11日(日) 習志野市庁舎駐車場

優勝:第8分団 屋敷地区管轄

2位:第1分団 谷津・谷津町・奏の杜・茜浜・袖ヶ浦地区管轄

3位:第2分団 津田沼・袖ヶ浦・秋津地区管轄

○第34回(公財)千葉県消防協会 千葉支部消防操法大会

平成29年6月25日(日) 千葉市役所市民駐車場

【ポンプ車操法の部】 優勝:習志野市消防団 第2分団

※千葉支部:千葉市、市原市、八千代市、習志野市の4市で構成

○第53回千葉県消防操法大会

平成29年7月22日(土) 千葉県消防学校

【ポンプ車操法の部】 入賞:習志野市消防団 第2分団

消防団協力事業所

全国の消防団員の約7割、本市消防団においては約6割の団員が被雇用者という状況の中、消防団の活性化のためには、被雇用者が入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい環境を整備することが重要となっています。そのため、企業のみなさまの消防団活動への一層のご理解とご協力が不可欠です。

事業所さまの消防団活動へのご理解とご協力が社会貢献として広く公に認められると同時に、事業所さまのご協力を通じて地域の防災体制が一層充実されることを目的に消防団協力事業所表示制度があります。現在、習志野市消防団協力事業所として市内10事業所からご理解とご協力をいただいております。今後も皆さまのご声援のもと消防団活動に従事し地域の安全安心のため頑張っております。



PR動画(千葉県)



平成30年習志野市消防出初式



平成30年1月6日(土)、新しくなった習志野市庁舎駐車場において新春恒例の習志野市消防出初式を盛大に挙行了しました。

屋外で式典が行われたのは2年ぶり、700人を超える多くの市民・来賓の方々にお越しいただきました。今回は、新しく消防車両の行進が催され、消防署から5台、消防団からは6台の消防車が参加しました。目の前を行進して行く消防車に、子供たちはこころ躍らせ、皆様からのご好評をいただくことができました。もちろん、雲龍水の演劇や実践を模した消防演技についても、いつも以上の盛り上がりを見せました。

今後とも多くの市民の皆様が喜んでいただけるような出初式にしたいと思っております。

最後に、三代川習志野市消防団長は訓示のなかで、「出初式を機に消防本部、消防協力隊と共に心新たに市民の生命、財産を守るという基本に立ち返り、ずっと安心して暮らせる習志野の実現のため、共に使命を果たす心根を育む所存であります。」と決意を示され、この言葉に応えるべく我々消防団は、より一層努力して参ります。



習志野市 消防団 検索



消防団員募集!

消防団員が不足しています! あなたも消防団員として市民の安全安心のため協力してみませんか?



消防団ってな〜に?

「自分たちのまちを、自分たちで守る」という精神のもとに活動しています。

- 消防団は、市町村の消防機関の一つで、非常勤特別職の地方公務員です。
普段は、自営業、会社員、学生などさまざまな職業を持った人たちです。



どんな活動をするの?

- 火災や風水害、地震などの災害が発生したとき、消防署員と協力して、消火・救助活動や住民の避難誘導を行うほか、平常時は地域のためにいろいろな活動をしています。

災害時

消火活動

救助・救出活動

防災活動

避難誘導



平常時

防火普及活動

消火・防災訓練

応急手当指導



入団資格は?

- 市内在住又は在勤の18歳以上60歳未満(男女不問)、心身ともに健康で身近な方を守りたいという熱意ある方であればOKです。

ケガの補償や報酬はあるの?

消防団活動中に負傷した場合は、**公務災害補償制度**があります。また、一定の金額が**報酬として支給**されるとともに、災害や訓練等に**出動した場合に手当が支給**されます。また、5年以上勤務した団員には、**退職報償金**も支給されます。

消防本部からのお知らせ

全ての住宅の寝室、階段には「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられています。建物火災における死者の9割が住宅火災によるもので、そのほとんどが、就寝中の火災に気づかず逃げ遅れているケースです。まだ設置がされていないご家庭は早めの設置をお願い致します。

また、住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあります。10年を目安に本体の交換をおすすめします!



問合せ:消防本部総務課消防団担当まで ☎047(452)1282